



環 政 第 2 2 2 号
令 和 5 年 5 月 2 3 日

ベルジャヤ沖縄ディベロップメント株式会社
代表取締役 陳 酌仰 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査2年目)に対する
環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第37条第1項の規定に基づき、
令和5年3月3日付けで送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第39条
第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求め
ます。

恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査2年目)に対する 環境保全措置要求

環境影響評価制度は、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らが環境影響について調査・予測・評価を行い、その方法及び効果について公表し、住民や知事、関係市町村長等から意見を聴き、それらを踏まえ、環境保全の観点から、より良い事業計画を作成していくことを目的としている。

本事業における1工区の造成計画及び施設計画は、評価書時点で示されたものから大幅に変更されており、また、2工区以降の計画については現時点で未定となっている。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年12月27日条例第77号)第33条において、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。」と規定されていることから、事業者においては、同規定に基づく対応が求められている。

については、下記に掲げる事項につき、環境保全措置を講じるとともに、適切に事後調査を実施すること。

記

1 環境への配慮について

前年度の事後調査報告書において、保全すべき海岸林の伐採範囲が評価書時よりも広がっていることが報告されたことから、工事の慎重な実施を求める旨の意見を述べているところであるが、本年度の事後調査報告書においても、重要な群落として保存するとしたアダン群落の伐採が報告されており、事業者の環境の保全についての適正な配慮が十分とは言えない。

については、事業の実施に当たっては、沖縄県環境影響評価条例第33条の規定に基づき、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施すること。

2 陸域植物について

事後調査の結果より必要となった環境保全措置として、「伐採が確認されたアダン群落の範囲について、建築工事開始前にアダン等の移植を実施し、損傷した海岸植物群落を再生する。」としているが、県が実施した現地確認時点で環境保全措置の実施はされておらず、詳細な再生計画についても示されていない。

については、専門家等の意見聴取を実施し、損傷した海岸植物群落の早期植生回復に向けた措置及び伐採による影響が周辺の群落へ及ばないようにするための措置を講ずるとともに、詳細な再生計画について次回の事後調査報告書に記載すること。

3 景観について

事業の1工区の施設計画について、評価書時点で計画の無かった建物の高さ 40m のコンドミニアム2棟を建設する計画となったことから、計画変更に伴う景観への影響について再予測及び評価を実施している。

しかしながら、定量的な再予測になっておらず、また、評価書において選定した予測地点を網羅したものとなっていない。

については、評価書において選定した地点において定量的な再予測及び評価を行い、必要に応じて、施設の形状や色彩の影響を低減させること。

以上